

首都圏中央連絡自動車道 坂東PA(外回り)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	拡大型指名競争入札の公表 7.その他の事項【指名者・非指名者共通事項】 7-2 その他 (7)配置予定技術者特記仕様書 4.配置技術者に関する事項 4-2 配置技術者の工事経験	現場代理人、主任技術者または監理技術者のうち、いずれかの者が平成18年度以降に元請として完成及び引渡し完了した次の施工経験を有すること。なお、施工経験における従事役職は問わない。(中略)次の a、b を必要とする。 a) 道路土工工事、b) 施工深度 2m 以上ある深層混合処理工の工事とありますが、配置技術者の施工経験は a、b の実績を含んだ工事において契約工期と従事期間が異なる場合がありますが、従事期間における制限があればご教示下さい。	配置技術者の工事経験にかかる従事した期間に定めはございません。 なお、特記仕様書4-2に誤りがありました。 配置技術者の工事経験について、正しくは、「平成19年度以降」となります。 上記については、交付図書を訂正いたします。
2			
3			
4			
5			